

食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針（改正案）

（平成 17 年 4 月 21 日 食品安全委員会決定
平成 17 年 10 月 3 日 一部改正
平成 18 年 月 日 最終改正）

本指針は、「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」（平成 17 年 4 月 21 日関係府省申合せ。以下「実施要綱」という。）及び「食品安全委員会緊急時対応基本指針」（平成 16 年 4 月 15 日委員会決定。以下「基本指針」という。）に即し、食品安全委員会（以下「委員会」という。）における食中毒（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 58 条第 1 項の規定による届出の対象とされる食品、添加物、器具又は容器包装に起因する中毒をいう。以下同じ。）及びその他食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害を生じさせ、又は生じさせるおそれがある危害要因（以下「食中毒等」という。）による緊急事態等（「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」（平成 16 年 4 月 15 日関係府省申合せ）に規定する緊急事態等をいう。以下同じ。）への対応に関する具体的な手順を定めるものである。

平時からの対応

1 平時からの準備体制

情報・緊急時対応課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において本指針に基づく緊急時対応が迅速かつ適切に行われるよう、平時から、次に掲げる事項を準備しておくこととする。

- (1) 委員会内における本指針の内容の周知徹底及び緊急事態等が発生した場合において必要となる書類等の整理
- (2) 夜間休日に食中毒等による緊急事態等が発生した場合において直ちに参集すべき職員（以下「第一次参集要員」という。）及び食中毒等の原因により必要に応じて参集すべき職員（以下「原因別参集要員」という。）の指定（別添 1 「食品安全委員会第一次参集要員等」参照。）
- (3) 夜間休日を含む情報連絡体制の確立（委員、事務局管理職職員及び第一次参集要員等に対する緊急連絡カードの常時携帯の徹底並びに電話による情報連絡の訓練の実施。）
- (4) 委員会及びリスク管理機関（厚生労働省、農林水産省、環境省その他の食品の安全性の確保に関するリスク管理を行う行政機関をいう。以下同じ。）の情報連絡窓口の設置（別添 2 「リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧」参照。）

< 委員会及びリスク管理機関の情報連絡窓口 >

- ・ 内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課
- ・ 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課
- ・ 農林水産省消費・安全局総務課食品安全危機管理官
- ・ 環境省水・大気環境局水環境課

(5) 専門家リストの作成及び定期的な更新(評価課及び勧告広報課と連携)

(6) 関係試験研究機関リスト及び海外からの情報収集先(関係国際機関及び主要国の公的機関等)リストの作成及び定期的な更新

2 平時からの情報収集等

(1) 情報・緊急時対応課による情報収集等

情報・緊急時対応課は、平時から、評価課と連携して、次に掲げる主要な情報収集先から、直接に又は報道機関若しくはインターネット等を通じて、広く食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康の保護に直接関わる危害情報及び食品の関与が疑われる危害情報(以下「食品危害情報」という。)並びに科学的知見の収集を行うこととする。

- ・ 委員及び専門委員
- ・ リスク管理機関
- ・ 関係試験研究機関
- ・ 関係国際機関及び主要国の公的機関

情報・緊急時対応課は、の規定により収集した食品危害情報及び科学的知見の分析及び整理を行い、定期的に、又は重要度の高いものについては直ちに、委員長及び事務局長に報告するとともに、事務局各課に対しても、速やかに情報を提供し、事務局内における情報の共有を図ることとする。

委員長は、の規定による報告を受けた場合において、委員会会合においてリスク管理機関から報告を受けると判断した場合には、事務局長に対し、速やかにリスク管理機関に対する委員会会合への出席及び報告の要請を行うよう指示することとする。

(2) 勧告広報課による情報収集等

勧告広報課は、平時において、食の安全ダイヤル及び食品安全モニター等を通じ、食品危害情報を収集した場合には、遅滞なく情報・緊急時対応課に提供することとする。

(3) 科学的知見に基づく概要書の作成

情報・緊急時対応課は、平時から、必要に応じ、評価課及び勧告広報課と連携して、(1)及び(2)の規定により収集された食品危害情報や科学的知見を基に、概要書(以下「ファクトシート」という。)を事前に作成しておくこととする。

3 平時からの情報提供等

- (1) 勧告広報課及び情報・緊急時対応課は、平時から、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、国民に対し、食品危害情報及び科学的知見の提供を行うこととする。
- (2) 勧告広報課及びリスクコミュニケーション官は、平時から、リスク管理機関と連携しつつ、国民との意見交換会やマスメディア関係者との意見交換を実施するなど、リスクコミュニケーションを適切に行うことにより、国民の正しい知識の普及と理解の促進に努めることとする。

4 リスク管理機関との緊密な連携

- (1) 委員会は、情報連絡窓口である情報・緊急時対応課を通じて、リスク管理機関の情報連絡窓口及び関係課（別添2「リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧」参照。）との間で、食品危害情報の連絡及び交換を行い、リスク管理機関との緊密な連携を図ることとする。
- (2) 委員会は、厚生労働省から、毎年1回、委員会会合において、前年度の食中毒の発生状況の確定値についての年次報告を受けることとする。
- (3) 委員会は、食品安全総合情報システムを整備することにより、リスク管理機関の情報システムとの相互連携を図り、食品危害情報の有効かつ適切な活用及び共有を図ることとする。
- (4) 委員会は、「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」（平成16年2月18日関係府省申合せ）に基づき、平時から、リスク管理機関と連携して、次に掲げる会議を定期的を開催し、リスク管理機関との情報交換を行うこととする。

食品安全行政に関する関係府省連絡会議（以下「関係府省連絡会議」という。）

関係府省連絡会議幹事会

食品リスク情報関係府省担当者会議

5 緊急時対応訓練の実施

- (1) 委員会は、平時から、本指針に基づく緊急時対応の訓練を実施し、食中毒等による緊急事態等における体制の実効性を確認するとともに、各担当者の意識の高揚と知識の向上等を図ることとする。
- (2) 委員会は、緊急時対応専門調査会に対し、(1)の規定により実施した訓練の結果を検証し、必要に応じて、本指針における緊急時対応の問題点や改善点等についての検討を行うよう指示することとする。

初動対応

1 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理

- (1) 委員会に対し、食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報連絡があった場合には、受付者は、「食品危害情報の通報受付票」(別紙様式1)により、必要な情報の聴取及び記録を行うとともに、情報提供者に対し、当該情報に関する資料の有無を確認し、関連する資料がある場合には、FAX等による迅速な資料の送付を依頼することとする。
- (2) 受付者は、当該情報について、速やかに情報・緊急時対応課に情報連絡を行うこととする。

なお、情報提供者が、リスク管理機関の職員以外である場合には、情報・緊急時対応課は、リスク管理機関の情報連絡窓口に対し、食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報連絡を迅速に行うこととする。

2 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の連絡

- (1) 情報・緊急時対応課は、1で受理した情報が、緊急事態等に該当すると判断した場合には、基本指針に基づく「食品安全委員会緊急時連絡ルート」(別添3)を通じて、迅速に委員会内への情報連絡を行うこととする。
- (2) 委員長は、(1)の結果、食中毒等による緊急事態等を認知した場合において、必要であると判断した場合には、食品安全担当大臣(内閣府設置法(平成11年法律第89号)第4条第1項第16号及び同条第3項第27号の2に掲げる事務を掌理する職で国务大臣をもって充てられるものをいう。以下同じ。)に対し、迅速に報告を行うよう事務局長に指示することとする。

3 第一次参集要員等の対応

- (1) 事務局長は、夜間休日に、食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報連絡を受け、第一次参集要員の参集が必要であると判断した場合には、情報・緊急時対応課長を通じて、速やかに第一次参集要員の参集を指示するとともに、必要に応じ、原因別参集要員に対しても参集を指示することとする。
- (2) 第一次参集要員及び原因別参集要員は、情報・緊急時対応課長の指示による参集後速やかに、次に掲げる事項を行うこととする。

迅速な情報収集による発生状況等の把握、委員及び専門委員等からの当該危害要因に関する科学的知見の収集

収集した情報等の分析、整理及び資料等の作成

他に必要と考えられる職員等に対する情報連絡又は参集の指示

4 初動対応の決定

- (1) 委員・事務局会議の開催

委員長は、食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報連絡を受けた場合において、委員及び事務局幹部による打合せ(以下「委員・事務局会

議」という。)の開催が必要であると判断した場合には、速やかに委員及び事務局幹部を招集して委員・事務局会議を開催し、初動対応の方針について検討を行うこととする。

委員・事務局会議においては、情報連絡の内容及び新たに収集した情報の内容を踏まえ、委員会会合又は専門調査会において審議する必要があるかどうかを判断し、必要があると判断した場合には、臨時開催の必要性も含め、それらの開催に必要な事項等について検討する。

(2) 委員会会合の開催

委員会は、(1)に規定する委員・事務局会議における検討結果に基づき委員会会合の開催が必要であると判断した場合には、必要に応じて臨時に委員会会合を開催し、委員会会合において、に掲げる対応策を決定することとする。

この場合において、委員長がリスク管理機関からの報告が必要であると判断したときは、委員会会合において、関係するリスク管理機関の職員及び当該危害要因に関する専門家を招致し、当該緊急事態等の概要(発生状況、原因物質等)及び実施されたリスク管理措置の内容等に関する報告を受けるとする。

なお、委員会会合は、原則として公開で開催するとともに、その議事録及び提出資料を原則としてホームページ上で公開するほか、必要に応じ、委員長が審議結果等に関する記者発表を行い、食中毒等による緊急事態等に関する国民への情報提供に努めることとする。

(3) 食品安全担当大臣への報告

委員会は、リスク管理機関からの報告の内容及び委員会会合において決定された対応策について、委員長が必要であると判断した場合には、食品安全担当大臣に対し、迅速に報告を行うこととする。

5 その他

食中毒等による緊急事態等が発生した場合における具体的な対応に当たっては、次に掲げる各段階ごとに、「緊急時における対応チェックリスト」(別添4)を活用し、迅速かつ適切にこれを行うこととする。

- (1) 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理時
- (2) 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の連絡時
- (3) 第一次参集要員等の参集時
- (4) 委員・事務局会議の開催時

対応策の実施

1 緊急対策本部の設置及び関係府省連絡会議の開催

- (1) 緊急対策本部の設置のための緊急協議の実施の助言

委員会は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、閣僚級により総合的に対処する必要があると判断した場合には、食品安全担当大臣に対し、緊急対策本部の設置のための緊急協議を行うよう助言することとする。

(2) 関係府省連絡会議の開催

事務局長は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、委員会から関係府省連絡会議の開催を指示されたときは、リスク管理機関と連携して、速やかにこれを開催することとする。

なお、関係府省連絡会議の対応状況については、定期的に委員会会合において報告することとする。

委員会は、に規定する場合のほか、緊急対策本部が設置された場合においても、緊急対策本部の事務を補助するため、リスク管理機関と連携して、関係府省連絡会議を開催することとする。

2 緊急時における情報収集等

(1) 緊急時における情報収集等

事務局各課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、の2の規定に基づき、迅速に当該緊急事態等に関する情報及び科学的知見の収集を行うこととする。

情報・緊急時対応課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、の2(3)の規定により事前に当該緊急事態等に関するファクトシートを作成していないときは、の規定により収集された科学的知見を基に、必要に応じ、評価課及び勧告広報課と連携して、ファクトシートを速やかに作成することとする。

情報・緊急時対応課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、の規定により収集された科学的知見を基に、の規定によるファクトシートの作成と併せて、必要に応じ、評価課及び勧告広報課と連携して、ファクトシートに関するQ & Aを作成することとする。

(2) 現地派遣による情報収集等

職員等の現地派遣の決定

委員長は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、直ちに、委員及び事務局長等との間で、職員等の現地派遣による情報収集の必要性について検討を行い、必要があると判断した場合には、事務局長に対し、速やかに職員等を現地派遣するよう指示することとする。

具体的に、職員等の現地派遣が必要となり得る場合としては、主に、

- ・ 食中毒等による緊急事態等の発生に伴い現地対策本部等が設置され、現地において集約された情報収集が必要であると判断される場合
- ・ 委員会及びリスク管理機関により、合同調査チーム等が派遣される場合

- ・ 委員又は専門委員が、科学的知見に基づき、現地で直接に情報を収集する必要があると判断される場合が想定される。

派遣された職員等の現地における活動

ア 派遣された職員等は、現地で収集した情報等について、情報・緊急時対応課に対し、定期的に、又は重要度の高いものについては直ちに、連絡することとする。

イ 派遣された委員又は専門委員は、現地の関係者等に対し、必要に応じ、適宜、科学的知見に基づく助言等を行うこととする。

(3) 調査による情報収集

委員会は、緊急時対応を適切に行うため、必要に応じ、独自に調査を行うほか、関係試験研究機関に対し、直接に（独立行政法人の場合は関係各大臣を通じて）調査、分析又は検査の実施を要請し、情報の収集を行うこととする。

3 情報提供及びリスクコミュニケーション

(1) 食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、情報・緊急時対応課が、広報の内容、発表時期及び方法等について、リスク管理機関と相互に緊密な連携を図る。

(2) 勧告広報課は、(1)を受けて、の2(1)の規定において作成されたファクトシート等を速やかにホームページに掲載するなど、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、国民に対し迅速かつ適切に当該緊急事態等に関する科学的知見を提供する。また、リスクコミュニケーション官とともに、リスク管理機関と緊密に連携しつつ、リスクコミュニケーションを適切に行うことにより、国民の当該緊急事態等に関する正しい知識の普及と理解の促進に努めることとする。

(3) (2)の規定による情報提供を行うに当たっては、「緊急時対応におけるチェックリスト」(別添4-)を活用し、適切に行うこととする。なお、原則として、新たな情報の有無にかかわらず、定時又は定期的に情報を提供することとする。

(4) 情報・緊急時対応課は、収集した当該緊急事態等に関する情報等について、必要に応じ、の2(1)に掲げる情報収集先等に対し、速やかに情報を提供することとする。

4 食品健康影響評価

(1) 委員会は、食中毒等による緊急事態等の発生に際し収集・分析した情報に基づき、自らの判断又はリスク管理機関からの要請により、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行うとともに、当該評価結果等について適切に公表することとする。

なお、委員会は、食品健康影響評価を行う場合には、関係する専門調査会に対し、速やかにその開催を指示し、専門的知見に基づく審議を求めることとする。

- (2) 委員会は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、国民の生命又は健康への悪影響の未然防止又は抑制のため緊急を要すると判断したときは、当該事項に係る食品健康影響評価を優先的かつ迅速に行うこととする。
- (3) 委員会は、緊急暫定的なリスク管理措置の実施に当たり食品健康影響評価を実施した場合には、当該措置の実施状況及びその後の科学的知見について、十分把握するよう努めることとする。

5 勧告及び意見

- (1) 委員会は、食中毒等による緊急事態等の発生に際して行った食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について、必要に応じ、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告するとともに、その内容を遅滞なく公表する。
- (2) 委員会は、食中毒等による緊急事態等の発生に際して行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要に応じ、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告するとともに、その内容を遅滞なく公表する。
- (3) 委員会は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要に応じ、関係行政機関の長に対し、意見を述べるとともに、その内容を遅滞なく公表する。

6 科学的見地からのリスク管理機関に対する助言

委員会は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、委員会会合における審議の結果、必要であると判断した場合には、科学的見地から、リスク管理機関に対する助言を行うこととする。

その他

1 緊急事態等の収束

(1) 緊急対策本部が設置された場合

食中毒等による緊急事態等の発生に際し、緊急対策本部が設置された場合には、食品安全担当大臣による緊急対策本部の解散をもって、緊急事態等の収束とする。

なお、委員長は、委員会会合における審議結果等を踏まえ、必要に応じ、食品安全担当大臣に対し、緊急対策本部の解散について助言を行うことと

する。

(2) 緊急対策本部が設置されなかった場合

食中毒等による緊急事態等の発生に際し、緊急対策本部は設置されなかったが、関係府省連絡会議が開催された場合には、委員会は、関係府省連絡会議の対応状況、専門調査会における審議結果及び社会的反響等を勘案し、緊急事態等の収束について判断することとする。

(3) その他

(1) 及び(2)の規定により緊急事態等が収束したものとされた場合においても、引き続き情報の収集及び国民への科学的知見の提供等を行うことにより、当該緊急事態等の再発の防止に努めることとする。

2 事後検証及び指針の改定

(1) 食中毒等の緊急事態等の発生に際し、及び に定める緊急時対応を行った者は、「緊急時対応の記録票」(別紙様式2)により、実施した対応等の記録を行い、速やかに情報・緊急時対応課へ提出することとする。

(2) 委員会は、食中毒等による緊急事態等の発生に際し、緊急対策本部が設置され、又は関係府省連絡会議が開催された場合には、緊急時対応専門調査会に対し、情報・緊急時対応課が作成した緊急時対応の記録等に基づき検証を行い、当該緊急時対応の問題点や改善点等について、検討するよう指示することとする。

なお、事後検証を行うに当たり、委員会が必要であると判断した場合には、委員会会合において、リスク管理機関から、助言等に対する対応結果等について報告を受けることとする。

(3) 事後検証の結果又はその他の理由により必要と認められる場合には、本指針を改定することとする。

(別紙様式1)

食品危害情報の通報受付票

通報日時		平成 年 月 日 () (時 分)	
受付者			
通報者	所属		
	氏名		
	連絡先	TEL (- -)	
通報の内容	発生日時	平成 年 月 日 (時 分)	
	発生場所		
	患者数・死者数		
	原因食品 (推定・確定)		
	病因物質		
	発生状況及び危害の内容		
	措置状況		
備考			

(注) 論文や報道等の関連情報がある場合には、論文名、報道機関名等を「備考」に記入し、その資料を入手すること。

(別添1)

食品安全委員会第一次参集要員等

【第一次参集要員】(原因にかかわらず緊急時に参集)

情報・緊急時対応課	課長補佐(管理担当) 課長補佐(緊急時対応・国際・調査担当) 課長補佐(情報担当) 緊急時対応係長 緊急時対応係員
-----------	---

【原因別参集要員】(原因により必要に応じて参集)

原因が生物系の場合	
評価課	課長補佐(微生物・ウイルス・プリオン・自然毒担当)
情報・緊急時対応課	情報第2係長
原因が化学物質系の場合	
評価課	課長補佐(添加物担当) 課長補佐(残留農薬担当) 課長補佐(残留動物用医薬品・ 化学物質・汚染物質等担当)
情報・緊急時対応課	情報第1係長
原因が新食品等の場合	
評価課	課長補佐(新食品等・飼料・肥料等担当)
情報・緊急時対応課	情報第3係長

(別添2)

リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧

厚生労働省 (代表) 03-5253-1111

【情報連絡窓口】	直通電話番号	FAX番号
医薬食品局食品安全部企画情報課	03-3595-2326	03-3503-7965
【関係課】		
<ul style="list-style-type: none">・ 医薬食品局食品安全部基準審査課・ 医薬食品局食品安全部監視安全課		

農林水産省 (代表) 03-3502-8111

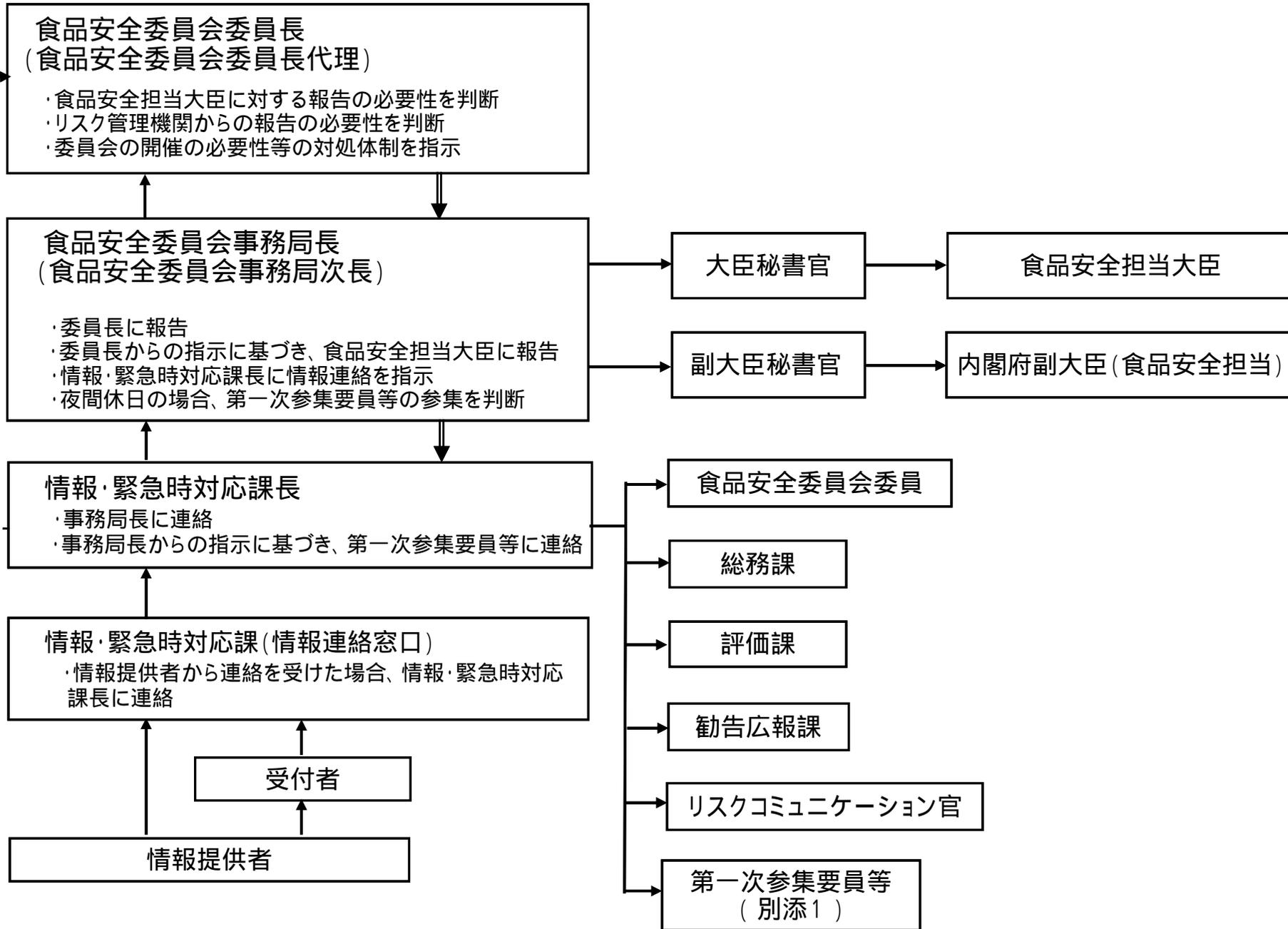
【情報連絡窓口】	直通電話番号	FAX番号
消費・安全局総務課食品安全危機管理官	03-3502-5716	03-3597-0329
【関係課】		
<ul style="list-style-type: none">・ 消費・安全局総務課・ 消費・安全局消費・安全政策課・ 消費・安全局表示・規格課・ 消費・安全局農産安全管理課・ 消費・安全局畜水産安全管理課・ 消費・安全局植物防疫課・ 消費・安全局動物衛生課		

環境省 (代表) 03-3581-3351

【情報連絡窓口】	直通電話番号	FAX番号
水・大気環境局水環境課	03-5521-8306	03-3593-1438

食品安全委員会緊急時連絡ルート

————→ 緊急時連絡ルート
=====> 指示ルート



(別添 4 -)

緊急時における対応チェックリスト
～ 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理時～

【主に用意すべき資料・様式】

食品危害情報の通報受付票（別紙様式 1） 食品安全委員会緊急時連絡ルート（別添 3）

【食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理時に受付者が行うべき事項】

通 報 受 理	食品危害情報の通報受付票を用い、必要な情報を漏れなく聴取したか？ 情報提供者に対し、論文や報道等の関連情報の有無を確認し、論文名、報道機関名等を詳細に聴取するとともに、FAX等による資料の送付を依頼したか？
情 報 連 絡	聴取した情報の内容について、速やかに情報・緊急時対応課を通じ、同課長まで情報連絡を行ったか？ 情報・緊急時対応課及び同課長まで連絡がつかなかった場合において、事務局長（委員長）まで速やかに情報連絡を行ったか？ 情報提供者がリスク管理機関の職員以外である場合 情報・緊急時対応課は、リスク管理機関の情報連絡窓口に対し、速やかに情報連絡を行ったか？

(別添 4 -)

緊急時における対応チェックリスト
～ 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の連絡時～

【主に用意すべき資料・様式】

食品安全委員会第一次参集要員等 (別添 1) リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧 (別添 2) 食品安全委員会緊急時連絡ルート (別添 3)

【委員会内への情報連絡時に判断、実施すべき事項】

情報時・対緊急課	受付者から情報連絡を受けた食中毒等の情報は、緊急事態等に該当する のか？ 該当すると判断した場合に事務局長に速やかに情報連絡を行ったか？ 他に情報連絡が必要な委員、職員等に連絡したか？ 委員会委員 次長 総務課 評価課 勧告広報課
事務局長	委員長に速やかに情報連絡を行ったか？ 第一次参集要員等の参集が必要かどうかを判断し、情報・緊急時対応課 長に指示したか？ (夜間休日に限る) 委員長からの指示を受け、食品安全担当大臣に速やかに報告を行ったか？
委員長	初動対応の方針を決定するため、委員・事務局会議の開催が必要か？ 食品安全担当大臣に対する報告が必要か？ 必要と判断した場合、事務局長に対し、食品安全担当大臣への報告を 行うよう指示したか？

(別添 4 -)

緊急時における対応チェックリスト
～ 第一次参集要員等の参集時～

【主に用意すべき資料・様式】

リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧（別添 2）

【第一次参集要員等が参集時において行うべき事項】

状況把握	収集した情報（発生状況、原因食品等）はどのようなものか？ 収集した情報はどこまで連絡済か？ 他に情報連絡又は参集が必要な職員はいないか？ リスク管理機関の情報連絡窓口に対し、情報連絡を行ったか？ 厚生労働省 農林水産省 環境省
情報収集等	どこから情報を収集すべきか？ リスク管理機関の関係課はどこか？ 関係機関はどこか？（試験研究機関、国際機関等） 当該緊急事態等に係る危害要因を専門とする委員、専門委員は誰か？ 他の専門家の紹介依頼が必要か？ 作成した資料等はどこまで配付すべきか？（FAX等の送付）

緊急時における対応チェックリスト
～ 委員・事務局会議の開催時～

【委員・事務局会議において確認・決定すべきと考えられる事項】

状況把握・確認事項	収集した情報（発生状況、原因食品等）はどのようなものか？ 過去に発生したことがあるか？（海外での発生状況を含む） 厚生労働省・農林水産省の対応状況はどうか？適切に行われているか？ マスメディア及び国民の反応はどうか？ どのように報道されているのか？ 委員会への問合せはあるか？（マスメディア、食の安全ダイヤル等） 風評被害の可能性はあるか？ 食品安全担当大臣に対する報告が必要か？（時期、方法等）
委員会会合の開催	委員会会合において審議する必要があるか？ 委員会会合の開催時期は？（臨時開催の必要性） 臨時開催の場合、開催に係るプレスリリースの時期は？ リスク管理機関から、緊急事態等の概要等に関する報告を受ける必要があるか？ 専門委員、専門家に対する出席依頼が必要か？ 委員会会合の終了後、記者会見が必要か？ 記者会見の場所、出席者はどうするか？ 専門調査会の開催が必要か？ どの専門調査会の開催が必要か？ 専門調査会の開催時期は？

【必要に応じて決定すべき事項】

今後の対応策	食品安全担当大臣に対し、緊急対策本部の設置のため、緊急協議の実施を助言する必要があるか？ 食品安全行政に関する関係府省連絡会議を開催すべきか？ 現地派遣による情報収集を行う必要があるか？ 誰を派遣すべきか？（委員、専門委員、職員） 食品健康影響評価を行う必要があるか？ リスク管理機関から要請はあるか？自ら行う必要があるか？ リスク管理機関に対し、科学的見地から助言を行う必要があるか？ どのように情報提供を行うべきか？ どのような内容のファクトシート等をHP上に掲載するのか？ HP以外の媒体を用いた情報提供を行うのか？
--------	--

(別添 4 -)

緊急時における対応チェックリスト
～ 食中毒等による緊急事態等発生時に関する情報提供時～

【情報提供の資料作成時に確認すべき資料】

資料作成	以下のものを作成したか？ ファクトシート Q & A 委員長談話、委員会の考え方 プレスリリース原稿 記者発表原稿 想定問答 当該緊急事態に関する web ページ 通知 記者レク資料 意見交換会及び講演会等資料 その他 ()
確認事項	内容についてリスク管理機関と相互間で十分に調整を行ったか？ 正確でわかりやすい内容になっているか？また提供の対象は明確になっているか？ 個人情報について適正に取り扱っているか？ 公表する資料に一貫性はあるか？ 公表前に 2 人以上がチェックを行ったか？

【情報提供時に確認すべき事項】

情報提供	状況に応じて提供手段を選んでいるか？ 記者会見 ホームページ TV 出演 (全国ネット・地方局) ラジオ出演 新聞 (全国紙・地方紙・ミニコミ紙) 雑誌 政府広報 C M 通知 意見交換会 講演会 その他 ()
確認事項	委員会内で広報担当官を決定し、原則的に広報担当官がマスメディア等に対応しているか？ 委員長若しくは局長がマスメディア対応等を行う場合、広報担当官が付き添っているか？ 記者レク等を開催し、当該危害要因等の科学的知見や委員会の見解等についてわかりやすく誤解のないように伝えたか？ 状況を十分に考慮し、適宜情報を提供しているか？ (原則的に定時的に行っているか？) マスメディア等を通しての情報公開後、誤解や理解不足が生じていないか？ もし生じていれば、その解消のための対応は行ったか？

食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針における緊急時対応の流れ

